

令和8年度7月 第4回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年7月17日（金）午前9時30分～午前9時53分

開催場所 あま市役所 2階 F会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	平尾 正敏	出席	推 1	太田 昌史	出席
2	横井 博茂	出席	推 2	猪飼 浩	出席
3	青木 伸二	出席	推 3	石塚 建伸	出席
4	原 宜延	出席	推 4	後藤 幹寿	出席
5	牛田 幹夫	出席	推 5	鈴木 良法	出席
6	伊藤 忠久	出席	推 6	片岡 伴造	出席
7	島田 美咲	出席	推 7	三輪 博光	出席
8	宮崎 君恵	出席	推 8	石川 政則	欠席
9	木全 和光	出席	推 9	飯田 行男	出席
10	柴田 勝美	出席			
11	木村 日登美	出席			
12	小関 裕介	出席			
13	石田 登	出席			
14	田中 幸正	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	今枝 勲男	書 記	伊藤 秀樹
			村井 祝仁
			大村 帆乃香

傍聴人 なし

提出議案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 9 号 農地法第 3 条の規程による許可申請について
日程第 4	議案第 1 0 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 1 1 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
日程第 6	報告第 1 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について
	報告第 1 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について
	報告第 1 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 1 7 号 農地改良届について
	報告第 1 8 号 生産緑地の農業の主たる従事者証明願について

議 長 (あいさつ)

本日の出席につきまして、農業委員の出席数は14人、推進委員の出席数は8人です。石川政則委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和8年度7月あま市農業委員会総会を開会します。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
9番 木全和光委員及び10番 柴田勝美委員を指名します。

議 長 日程第2「会期の決定」を議題とします。
本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議 長 日程第3 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)
議案第9号について説明いたします。
申請番号3-10番について説明いたします。
参考資料は1、2ページをご覧ください。
譲受人・譲渡人は議案書のとおり、申請地は、下萱津十三石、六石地内の畑で、所有権移転による経営開始となっております。
経営開始となっておりますが、譲受人は他市町村にも農地を所有しており、営農状況も問題はないことを確認しております。

譲受人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

こちらにつきましては、7月15日に原宜延委員と三輪博光委員と現地確認をさせていただいております。以上です。

議 長 原宜延委員と三輪博光委員で現地確認に行ってくださいました。原委員から現地の状況について報告願います。

原委員 議案第9号について、現地確認を行いました。耕作に関して問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び原委員から説明、報告がありました。議案第9号について、何

かご質問等はございますか。

議 長 ご質問も無いようですので採決に移ります。
議案第 9 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員です。よって、議案第 9 号は承認されました。

議 長 日程第 4 議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と
します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)
議案第 10 号について説明いたします。
申請番号 5－6 番について説明いたします。
参考資料は 3、4 ページをご覧ください。
譲受人・譲渡人は議案書のとおり、申請地は、二ツ寺上長地内の田で、野天駐車場
兼資材置場への転用で、所有権移転となっております。
譲受人は、あま市内に本店を置き、一般及び産業廃棄物の収集運搬業を営んでおり
ます。近年の事業拡大に伴い、既存敷地内での車両や資材の保管スペースが恒常的に
不足しており、作業動線の悪化が喫緊の課題となっていたこと、また、災害時のごみ
の急な受入れに対応するため、敷地拡張を計画していたところ、当該土地の譲受の内
諾をもらえたため、今回の申請となっております。
なお、こちらにつきましては、3 月の総会の際に、農振除外の議案を上程させてい
ただいた案件となっております。
一般基準も満たしており、立地基準においては、概ね 10 ha 以上の一団の農地の区
域内にある農地で、第 1 種農地に区分されますが、既存施設の拡張に供するもので、
既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を超えないものなので転用の許可が見込めます。

申請番号 5－8 番について説明いたします。
参考資料は 5、6 ページをご覧ください。
譲受人・譲渡人は議案書のとおり、申請地は、七宝町下田山地内の田で、駐車場へ
の転用で、所有権移転となっております。
譲受人は、七宝町伊福地内に本店を置き、あま市中橋地内にある資材置場兼駐車場
を拠点として解体工事業を営んでおります。近年、津島市及びあま市南部での受注増
加に伴い、新入社員を迎えましたが、既存の拠点では新入社員の駐車場を収容する余
裕がなく、また、本申請地付近には、駐車場のない社宅があるため、社宅に住む従業
員用及び南部方面の現場へ向かう車両用の駐車場の確保を計画していたところ、当該
土地の譲受の内諾をもらえたため、今回の申請となっております。
一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が 40 %
を超えている区域内にある農地で、第 3 種農地に区分されるので転用の許可が見込め

ます。

以上につきましては、7月14日に海部農林水産事務所と、また、7月15日に原委員と三輪委員と現地確認をさせていただいております。以上です。

議 長 原委員と三輪委員に現地確認に行ってくださいました。原委員から現地の状況について報告願います。

原委員 議案第10号につきまして、現地確認を行いました。転用に関して問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び原委員から説明、報告がありました。議案第10号について、何かご質問等はございますか。

猪飼委員 大型車両によって、農道等を傷める等の問題はないのか。

飯田委員 開発等がある場合は、都市計画課等にも確認をとりますよね。

事務局 はい。確認します。農地転用の許可には、他法令の許可が必要になりますので、関係課にて確認しているかと思えます。

議 長 他にご質問等はございますか。

議 長 ご質問も無いようですので採決に移ります。
議案第10号を許可相当として愛知県知事に送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員です。よって、議案第10号は承認されました。

議 長 日程第5 議案第11号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)
議案第11号について説明いたします。
本申請は、相続税等の納税猶予の適用を受ける際に、申請地が農地であるか確認し、証明を行うものです。

申請番号10-1番について説明いたします。

こちらについては、7月8日に事務局にて現地確認を行いました。耕作されており、問題はありませんでした。以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました、議案第 1 1 号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問も無いようですので採決に移ります。
議案第 1 1 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員です。よって、議案第 1 1 号は承認されました。

議 長 日程第 6 報告第 1 4 号「農地法第 4 条の規定による届出について」、報告第 1 5 号「農地法第 5 条の規定による届出について」、報告第 1 6 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」、報告第 1 7 号「農地改良届について」、報告第 1 8 号「生産緑地の農業の主たる従事者証明願について」を事務局から報告願います。

事務局 (報 告)

議 長 以上で本会の会議に付された事案はすべて終了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
以上で本日の議事はすべて終了いたしました。長時間にわたりご苦勞様でした。
次回の農業委員会は、8 月 2 0 日 (木) 午前 9 時 3 0 分からの予定です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和8年8月20日

議 長 小 関 裕 介

署名委員 木 全 和 光

署名委員 柴 田 勝 美